

野原八幡宮風流の国指定について

(1) 文化財の概要

野原八幡宮風流のばらはちまんぐうふうりゅうは、熊本県荒尾市の菰屋こもや・野原のばら・川登かわのぼりの3地区にそれぞれ伝わる民俗芸能で、昭和52年に熊本県重要無形民俗文化財に指定され、平成27年に記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として国に選択された。毎年10月15日におこなわれる野原八幡宮祭礼「のばらさん」において、荒尾市指定無形民俗文化財「節頭行事せつとうぎょうじ」と併せて奉納されている。(令和2年は風流中止)

風流は、獅子頭に見立てた笠をつけた二人の稚児こどもが、歌や笛に合わせて小太鼓と大太鼓を打ちつつ踊る太鼓踊たいこおどりである。頭に被るための笠づくりは笠切かさまりと称し、各地区で毎年作成する。



菰屋地区



野原地区



川登地区

(2) 国重要無形民俗文化財の指定

令和元年～令和2年にかけて、野原八幡宮風流保存調査等委員会が調査・執筆した内容を『野原八幡宮風流』報告書として令和2年11月に刊行し、文化庁に送付した。その後、国指定について国文化審議会で審議され、令和3年1月15日に答申があったところ。今後国で検討後に、野原八幡宮風流は国指定となる見込みである。(熊本県内での国指定重要無形民俗文化財は5件目)

(3) 文化財の評価

福岡県南部から熊本県北部にかけて分布する同種類例のうち、所作や音楽面において小太鼓と大太鼓間のやりとりを今日に良く伝える貴重な伝承であり、九州における風流の芸能の変遷の過程や地域的特色を示しているため重要である。稚児の所作は古風さをうかがわせ、笠や色鮮やかな衣裳など趣向を凝らした稚児の出で立ちや、毎年行われる笠切など、風流の芸能の特色を顕著に示すものである。

(4) 今後のスケジュール

今後は、令和3年3月頃の官報告示日をもって、国指定日となる。その後、国指定書が荒尾市に届くので、荒尾市長から風流節頭保存会に指定書の伝達式を行う予定である。